

## 条 例

埼玉県特別県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県条例第二十号

埼玉県特別県営住宅条例の一部を改正する条例

埼玉県特別県営住宅条例（昭和四十二年埼玉県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項第二号中「又は」を「、」に改め、「なつたこと」の下に「又は既存入居者が特別県営住宅の用途の廃止により当該特別県営住宅の明渡しをすること」を加える。

第七条を次のように改める。

第七条 特別県営住宅の家賃の月額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 県営住宅条例第六条第一項各号の条件を具備する者又は県営住宅条例第七条第一項の規定により県営住宅に入居することができる者 毎年度、県営住宅条例第十七条第一項に規定する方法に準じて知事が定める額（この場合において、同項中「近傍同種の住宅の家賃」とあるのは、「埼玉県特別県営住宅条例第七条第二号の規定により定める家賃」とする。）

二 前号に掲げる者以外の者 次の表の下欄に掲げる基準額からそれぞれの近傍同種の住宅の家賃（毎年度、県営住宅条例第十七条第二項に規定する方法に準じて知事が定める額をいう。）を控除して得た額（当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。）の合計額を平均して得た額（当該平均して得た額に百円未満の端数があるとき、又は当該平均して得た額の全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り上げた額とする。）を基準額からそれぞれ控除して得た額

住宅の種類	入居開始年度		基 準 額
	昭和四十二年	昭和四十四年	
甲種住宅	昭和四十四年度	三六、六〇〇円	三七、二〇〇円
	昭和四十二年	三四、七〇〇円	
乙種住宅	昭和四十四年度	三三、一〇〇円	三三、一〇〇円
	昭和四十二年	三一、一〇〇円	
丙種住宅	昭和四十二年	三一、一〇〇円	三三、一〇〇円

第八条第一項中「県営住宅条例第八条」を「公営住宅法第三十五条、第三十九条及び第四十二条、県営住宅条例第八条」に、「第十九条」を「第十八条」に改め、「第三十九条」の下に「から第四十条の二まで」を加え、同条第三項中「、第十三条、第十四条、第十五条、第十六条」を「から第十六条まで」に、「、第二十九条、第二十九条の二」を「から第二十九条の二まで」に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第六条の改正規定及び第八条の改正規定（「第十九条」を「第十八条」に改める部分を除く。） 公布の日
- 二 第八条の改正規定（「第十九条」を「第十八条」に改める部分に限る。） 令和四年七月一日